

## 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
<b>第2章 概念</b>				
2		<p>第13 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第107 連結の範囲」及び「第118 関係会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第105 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 関係法人長期貸付金</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>第13 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（<del>「第107 連結の範囲」及び「第118 関係会社等に対する持分法の適用」</del>において定める特定関連会社（「第109 連結の範囲」において定める特定関連会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（「第120 関係会社等に対する持分法の適用」において定める関連会社をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係会社法人（<del>「第105 連結財務諸表の作成目的」</del>において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社法人長期貸付金</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p>
2		<p>第20 行政コストの定義</p> <p>1・2 (略)</p> <p>&lt;注14&gt; (略)</p> <p>&lt;注15&gt; その他行政コストについて</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産（個別法の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいう。以下同じ。）に係る費用相当額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第20 行政コストの定義</p> <p>1・2 (略)</p> <p>&lt;注14&gt; (略)</p> <p>&lt;注15&gt; その他行政コストについて</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産（個別法（<u>各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律をいう。「第28 たな卸資産の評価基準及び評価方法」を除き、以下同じ。</u>）の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいう。以下同じ。）に係る費用相当額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>個別法の定義を明確にするための所要の修正を行った。</p>
<b>第3章 認識及び測定</b>				
3		<p>第27 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第27 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>個別財務諸表における関係会社株式の評価について、国際公会計基準も参考に、出資先持分額の変動に応じて評価する方法に見直すこととした。また、評価差額の計上方法については、独立行政法人通則法第38</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>(3) 関係会社株式</p> <p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3) 関係会社株式</p> <p>関係会社株式は、<del>取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、</del>当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額 <u>(以下「出資先持分額」という。)</u> <del>をもって貸借対照表価額とする。</del></p> <p><u>出資先持分額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、</u>評価差額は当期の費用として処理 <u>しするとともに、</u>翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p><u>出資先持分額が取得原価よりも増加した場合の評価差額は純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上される関係会社株式の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>条に基づき作成される損益計算書の位置付けに鑑み、部分純資産直入法を採用することとした。</p> <p>これにより、現行の出資先持分額が取得原価よりも下落した場合の評価差損の計上のみならず、出資先持分額が取得原価よりも増加した場合の評価差益も適切に財務諸表に反映されることとなる。他方、評価差損は現行どおり損失に計上し、評価差益は純資産に直接計上することとなるため、現行の処理と比較して損益に与える影響はない。</p>
3		<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 関係会社株式については、取得時の為替相場による円換算額。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて外国通貨により算定した額が外国通貨による取得原価よりも下落した場合には、当該算定額を決算時の為替相場により円換算した額</p> <p>4 (略)</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建の関係会社株式について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、当期の有価証券評価損益として処理する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 関係会社株式については、<del>出資先持分額取得時の為替相場による円換算額。ただし、</del>当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて外国通貨により算定した額が外国通貨による取得原価よりも下落した場合には、<del>当該算定額</del>を決算時の為替相場により円換算した額</p> <p>4 (略)</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建の関係会社株式について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<del>当期の有価証券評価損益として処理する。</del><u>出資先持分額を決算時の為替相場により円換算した額が、取得原価を下回る場合は当期の関係会社株式評価損として、取得原価を上回る場合は純資産の部に関係会社株式評価差額金として計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>「第27 有価証券の評価基準及び評価方法」における関係会社株式の評価方法の見直しに伴い修正した。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等																																								
<b>第5章 貸借対照表</b>																																												
5		<p>第54 資産の表示項目</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金 (役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金を除く。)</p> <p>(5) 役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第54 資産の表示項目</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金 (役員、職員及び関係<del>会社</del>法人に対する長期貸付金を除く。)</p> <p>(5) 役員、職員及び関係<del>会社</del>法人に対する長期貸付金</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>5 (略)</p>	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。																																								
5		<p>第57 純資産の表示項目</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。</p>	<p>第57 純資産の表示項目</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>関係会社株式の出資先持分額が取得原価よりも増加した場合の評価差額又は</u>その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、<u>それぞれ関係会社株式評価差額金又は</u>その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。<u>これらのほか、評価・換算差額等として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。</u></p>	「第27 有価証券の評価基準及び評価方法」における関係会社株式の評価方法及び評価差額の計上方法の見直しに伴い修正した。																																								
5		<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I (略)</p> <p>II 固定資産</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 投資その他の資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>関係法人長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>未収財源措置予定額</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金見返</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産合計</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table>	投資有価証券	×××	関係会社株式	×××	長期貸付金	×××	関係法人長期貸付金	×××	長期前払費用	×××	繰延税金資産	×××	未収財源措置予定額	×××	退職給付引当金見返	×××	・・・	×××	投資その他の資産合計	×××	<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I (略)</p> <p>II 固定資産</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 投資その他の資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>関係<del>会社</del>法人長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>未収財源措置予定額</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金見返</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産合計</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table>	投資有価証券	×××	関係会社株式	×××	長期貸付金	×××	関係 <del>会社</del> 法人長期貸付金	×××	長期前払費用	×××	繰延税金資産	×××	未収財源措置予定額	×××	退職給付引当金見返	×××	・・・	×××	投資その他の資産合計	×××	<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p> <p>また、「第27 有価証券の評価基準及び評価方法」における関係会社株式の評価方法及び評価差額の計上方法の見直しに伴い修正した。</p> <p>さらに、改元に伴い所要の修正を行った。</p>
投資有価証券	×××																																											
関係会社株式	×××																																											
長期貸付金	×××																																											
関係法人長期貸付金	×××																																											
長期前払費用	×××																																											
繰延税金資産	×××																																											
未収財源措置予定額	×××																																											
退職給付引当金見返	×××																																											
・・・	×××																																											
投資その他の資産合計	×××																																											
投資有価証券	×××																																											
関係会社株式	×××																																											
長期貸付金	×××																																											
関係 <del>会社</del> 法人長期貸付金	×××																																											
長期前払費用	×××																																											
繰延税金資産	×××																																											
未収財源措置予定額	×××																																											
退職給付引当金見返	×××																																											
・・・	×××																																											
投資その他の資産合計	×××																																											

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		固定資産合計 ××× 資産合計 ××× 負債の部 (略) 純資産の部 I～III (略) IV 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 ××× ・・・ ××× 評価・換算差額等合計 ××× 純資産合計 ××× 負債純資産合計 ×××	固定資産合計 ××× 資産合計 ××× 負債の部 (略) 純資産の部 I～III (略) IV 評価・換算差額等 <del>関係会社株式評価差額金 ×××</del> その他有価証券評価差額金 ××× ・・・ ××× 評価・換算差額等合計 ××× 純資産合計 ××× 負債純資産合計 ×××	
<b>第6章 行政コスト計算書</b>				
6		第6-1 行政コスト計算書の様式 行政コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。  <div style="text-align: center;">             行政コスト計算書              (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)           </div> (略)	第6-1 行政コスト計算書の様式 行政コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。  <div style="text-align: center;">             行政コスト計算書              (<del>平成</del>〇〇年4月1日～<del>平成</del>〇〇年3月31日)           </div> (略)	改元に伴い所要の修正を行った。
6		第6-2 注記事項 1 (略) 2 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等、法人税等及び国庫納付額を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。(注4-3)  <注4-3>自己収入等、法人税等及び国庫納付額、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用について 1～4 (略) 5 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行い、その計算方法を注記する。 (1) (略) (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第8-1 運営費交付金の会計処理」、「第8-2 施設費の会計処理」及び「第8-3 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第8-7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。)、減損損失相当累計額及び「第9-1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却	第6-2 注記事項 1 (略) 2 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等、法人税等及び国庫納付額を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。(注4-3)  <注4-3>自己収入等、法人税等及び国庫納付額、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用について 1～4 (略) 5 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行い、その計算方法を注記する。 (1) (略) (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第8-1 運営費交付金の会計処理」、「第8-2 施設費の会計処理」及び「第8-3 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、 <del>次の額「第8-7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。)</del> 、減損損失相当累計額及び <del>「第9-1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却</del>	「政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用」算定の基礎となる政府出資及び地方公共団体出資等から控除する額を明確にするために修正した。

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>計額及び利息費用相当累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 及び 7 (略)</p>	<p><u>相当累計額及び利息費用相当累計額</u>を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとする。</p> <p><u>ア 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び承継資産に係る費用相当累計額</u></p> <p><u>イ 減損損失相当累計額</u></p> <p><u>ウ 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額</u></p> <p><u>エ 除売却差額相当累計額（目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6 及び 7 (略)</p>	
<b>第7章 損益計算書</b>				
7		<p>第67 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>(略)</p>	<p>第67 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>(略)</p>	改元に伴い所要の修正を行った。
<b>第8章 純資産変動計算書</b>				
8		<p>第69 純資産変動計算書の様式</p> <p>純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">純資産変動計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>	<p>第69 純資産変動計算書の様式</p> <p>純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">純資産変動計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>	<p>「第27 有価証券の評価基準及び評価方法」における関係会社株式の評価方法及び評価差額の計上方法の見直しに伴い修正した。</p> <p>また、改元に伴い所要の修正を行った。</p>



章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		(平成〇〇年〇月〇日) (略) 損失の処理に関する書類 (平成〇〇年〇月〇日) (略)	(平成〇〇年〇月〇日) (略) 損失の処理に関する書類 (平成〇〇年〇月〇日) (略)	
<b>第 1 1 章 附属明細書及び注記</b>				
<b>1 1</b>		<p>第 7 9 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 5 3)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第 8 7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第 9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2) たな卸資産の明細</p> <p>(3) 有価証券の明細</p> <p>(4) 長期貸付金の明細</p> <p>(5) 長期借入金及び(何)債券の明細</p> <p>(6) 引当金の明細</p> <p>(7) 資産除去債務の明細</p> <p>(8) 法令に基づく引当金等の明細</p> <p>(9) 保証債務の明細</p> <p>(10) 資本剰余金の明細</p> <p>(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</p> <p>(12) 国等からの財源措置の明細</p> <p>(13) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(14) 開示すべきセグメント情報</p> <p>(15) 科学研究費補助金の明細</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p> <p>&lt;注 5 3&gt; 附属明細書による開示について</p> <p>1 安定供給を確保する目的で保有する備蓄資産については、備蓄量、貸借対照表価額及び時価を明らかにしなければならない。</p> <p>2 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等の観点から、独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証</p>	<p>第 7 9 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 5 3)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第 8 7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第 9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2) たな卸資産の明細</p> <p>(3) 有価証券の明細</p> <p>(4) 長期貸付金の明細</p> <p>(5) 長期借入金及び(何)債券の明細</p> <p>(6) 引当金の明細</p> <p>(7) 資産除去債務の明細</p> <p>(8) 法令に基づく引当金等の明細</p> <p>(9) 保証債務の明細</p> <p>(10) 資本剰余金の明細</p> <p>(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</p> <p>(12) 国等からの財源措置の明細</p> <p>(13) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(14) 開示すべきセグメント情報</p> <p>(15) 科学研究費補助金の明細</p> <p><u>(16) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(「第 1 0 6 関連公益法人等の範囲」において定める関連公益法人等をいう。以下同じ。)の情報</u></p> <p><u>(17) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p> <p>&lt;注 5 3&gt; 附属明細書による開示について</p> <p>1 安定供給を確保する目的で保有する備蓄資産については、備蓄量、貸借対照表価額及び時価を明らかにしなければならない。</p> <p>2 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等の観点から、独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証</p>	<p>これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず一律に開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとした。</p> <p>また、「第 1 0 7 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。</p> <p>4 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。</p> <p>5 債務保証基金等、他の資産と区分して運用することが、当該資金を拠出(出資、出えんを含む。)した者から要請されている特定の運用資産については、当該資産の運用状況を明らかにしなければならない。</p> <p>6 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額との関係を明らかにしなければならない。</p>	<p>券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。</p> <p>4 長期貸付金については、関係<del>会社</del>法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。</p> <p>5 債務保証基金等、他の資産と区分して運用することが、当該資金を拠出(出資、出えんを含む。)した者から要請されている特定の運用資産については、当該資産の運用状況を明らかにしなければならない。</p> <p>6 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額との関係を明らかにしなければならない。</p>	
<b>第14章 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報</b>				
14		<p><u>(新設)</u></p> <p>※参考</p> <p>第130 連結財務諸表の附属明細書</p> <p>独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要</p> <p>ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等を含む。以下同じ。))の役職員経験者については、独立行政法人での最終職名を含む。)</p> <p>イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と独立行政法人の取引の関連図</p> <p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高(一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等)とその他の収益の金額を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況</p> <p>ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び貸借対照表計上額(前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。)</p> <p>イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負</p>	<p><u>第105 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報開示</u></p> <p><u>特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等については、次の事項を附属明細書において明らかにしなければならない。(注82)</u></p> <p><u>(1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要</u></p> <p><u>ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等を含む。以下同じ。))の役職員経験者については、独立行政法人での最終職名を含む。)</u></p> <p><u>イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と独立行政法人の取引の関連図</u></p> <p><u>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</u></p> <p><u>ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額</u></p> <p><u>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高(一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等)とその他の収益の金額を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</u></p> <p><u>(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況</u></p> <p><u>ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び貸借対照表計上額(前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。)</u></p> <p><u>イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人等の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負</u></p>	<p>これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、「第14章 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報」を新設した。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>担金等の明細</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細</p> <p>イ 独立行政法人が行っている関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合（内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準（予算決算及び会計令（昭和22年勅第165号）第99条に定める基準）を超えないものは含めない。）</p> <p>第128 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。（注91）</p> <p>&lt;注91&gt; 関連公益法人等について</p> <p>独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。</p>	<p><u>負担金等の明細</u></p> <p><u>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</u></p> <p><u>ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細</u></p> <p><u>イ 独立行政法人が行っている特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細</u></p> <p><u>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合（内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準（予算決算及び会計令（昭和22年勅第165号）第99条に定める基準）を超えないものは含めない。）</u></p> <p><u>&lt;注82&gt; 関連公益法人等について</u></p> <p><u>独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。</u></p>	
14		<p><u>(新設)</u></p> <p>※参考</p> <p>第129 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。（注92）</p> <p>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</p> <p>(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(3) 基本財産の五分之一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人</p> <p>(4) 会費、寄附等の負担額の五分之一以上を独立行政法人が負担している公益法人等</p>	<p><u>第106 関連公益法人等の範囲</u></p> <p><u>1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。（注83）</u></p> <p><u>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</u></p> <p><u>(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</u></p> <p><u>(3) 基本財産の五分之一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人</u></p> <p><u>(4) 会費、寄附等の負担額の五分之一以上を独立行政法人が負担している公益法人等</u></p>	<p>これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、「第14章 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報」を新設した。</p> <p>このため、関連公益法人等の範囲についても第14章にまとめて整理した。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。</p> <p>4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするができる。</p> <p>&lt;注9 2&gt; 公益法人等の範囲について 公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。</p>	<p><u>3 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするができる。</u></p> <p><u>&lt;注8 3&gt; 公益法人等の範囲について 公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。</u></p>	
<b>第1 5 4章 連結財務諸表</b>				
1 5	1	<p>第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則</p> <p>第1 0 5 連結財務諸表の作成目的 連結財務諸表は、独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、独立行政法人が関係法人集団（独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。（注8 2）</p> <p>&lt;注8 2&gt; 連結財務諸表の作成目的及び性格について 1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであり、独立行政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、独立行政法人と関係法人を公的な資金が供給されている一つの会計主体とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開示を行うものである。 2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかを示すことを主たる目的としており、独立行政法人の評価は、個別財務諸表により行われる必要がある。 3 関係法人には、独立行政法人が出資を行っている民間企業のほか、法人と一定の関係性を有する公益法人等が含まれる。</p>	<p>第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則</p> <p>第1 0 <del>7</del>-5 連結財務諸表の作成目的 連結財務諸表は、独立行政法人とその<u>特定関連会社からなる集団出資先の会社等</u>（以下「<u>関係法人集団</u>」という。）を<u>独立行政法人の業務を一体となつて行う公的な資金が供給されている</u>一つの会計主体として捉え、独立行政法人が<u>関係法人集団（独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）</u>の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。（注8 <del>4</del>-2）</p> <p>&lt;注8 <del>4</del>-2&gt; 連結財務諸表の作成目的及び性格について 1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであり、<u>独立行政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、独立行政法人はと関係法人を公的な資金が供給されている一つの会計主体とみなして、独立行政法人の業務を一体となつて行う出資先を含めた公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開示を行うものである。</u> 2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているか<u>についてを「第1 0 9 連結の範囲」第2項に定める業務一体性に基づき総合的に報告する示す</u>ことを主たる目的としており、独立行政法人の評価は、<u>個別財務諸表により行われている必要がある。</u> <u>（削除）</u></p>	<p>独立行政法人における連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、また、独立行政法人による実質的な支配を議決権比率等に基づく支配力基準のみでは判断できないことも考慮し、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲について、国際公会計基準も参考に見直すこととした。</p>
1 5	1	<p>第1 0 6 連結財務諸表一般原則</p> <p>1 連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなければならない。</p> <p>2 連結財務諸表は、関係法人集団に属する独立行政法人及び関係法人が準拠すべき一</p>	<p>第1 0 <del>8</del>-6 連結財務諸表一般原則</p> <p>1 連結財務諸表は、<u>関係</u>法人集団の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなければならない。</p> <p>2 連結財務諸表は、<u>関係</u>法人集団に属する独立行政法人及び<u>特定関連会社関係法人</u>が</p>	<p>「第1 0 7 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。</p> <p>3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注8 3)</p> <p>4 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。</p> <p>&lt;注8 3&gt; 重要性の原則の適用について</p> <p>1 連結財務諸表を作成するに当たっては、国民その他の利害関係者の関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにするため、金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な会計処理及び表示を行わなければならない。</p> <p>2 なお、連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況を国民その他の利害関係者に総合的に報告するために作成するものであることから、その判断を誤らせない限り、連結の範囲、特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、特定関連会社の資産及び負債の評価、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも認められる。</p>	<p>準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。</p> <p>3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、<b>関係</b>法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注8 <b>5-3</b>)</p> <p>4 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。</p> <p>&lt;注8 <b>5-3</b>&gt; 重要性の原則の適用について</p> <p>1 連結財務諸表を作成するに当たっては、国民その他の利害関係者の<b>関係</b>法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにするため、金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な会計処理及び表示を行わなければならない。</p> <p>2 なお、連結財務諸表は、<b>関係</b>法人集団の財政状態及び運営状況を国民その他の利害関係者に総合的に報告するために作成するものであることから、その判断を誤らせない限り、連結の範囲、特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、特定関連会社の資産及び負債の評価、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも認められる。</p>	
15	1	<p>第107 連結の範囲</p> <p>1 独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注8 4)</p> <p>2 特定関連会社とは、独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は特定関連会社に該当するものとする。</p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半</p>	<p>第10 <b>9-7</b> 連結の範囲</p> <p>1 独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注8 <b>6-4</b>)</p> <p>2 特定関連会社とは、<b>財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を独立行政法人に支配されており、かつ、当該独立行政法人と業務一体性（独立行政法人との業務委託契約、協定又はこれに類するものに基づき当該独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施していることをいう。以下同じ。）を有する会社をいう。</b></p> <p><b>3</b> 独立行政法人が<b>政策目的のため法令等で定められた業務として</b>出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は<b>意思決定機関を独立行政法人に支配されている特定関連会社に該当するものとする。</b></p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半</p>	<p>2について</p> <p>連結の範囲については、現行の特定関連会社の判断基準である支配力基準に加え、独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施しているかどうかという、業務一体性の観点も踏まえたものに見直すこととした。</p> <p>3・4について</p> <p>現行の支配力基準を明確にするための所要の修正を行った。</p> <p>その他、「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p> <p>なお、重要性の判断に当たっては、業務一体性に基づく観点についても考慮する必要がある。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する場合</p> <p>3 独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなすものとする。</p> <p>4 独立行政法人が、会社の議決権の過半数を所有する場合であっても、当該議決権が、独立行政法人（独立行政法人の設立等に際し、その権利義務を承継した特殊法人等を含む。）の出資によるものでなく、かつ、特定の債務の償還財源に充てるため計画的に売却することが明らかである場合には、当該会社は連結の範囲に含めないものとする。</p> <p>&lt;注8 4&gt; 連結の範囲からの除外について</p> <p>特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。</p>	<p>数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する場合</p> <p><del>4-3</del> <u>独立行政法人及び意思決定機関を独立行政法人に支配されている特定関連会社が、単独で又は当該独立行政法人と共同で他の会社の意思決定機関を支配している場合には、当該他の会社は意思決定機関を独立行政法人に支配されているものに出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなすものとする。</u></p> <p><del>5-4</del> 独立行政法人が、会社の議決権の過半数を所有する場合であっても、当該議決権が、独立行政法人（独立行政法人の設立等に際し、その権利義務を承継した特殊法人等を含む。）の出資によるものでなく、かつ、特定の債務の償還財源に充てるため計画的に売却することが明らかである場合には、<u>業務一体性の有無にかかわらず</u>、当該会社は連結の範囲に含めないものとする。</p> <p>&lt;注8 <del>6-4</del> &gt; 連結の範囲からの除外について</p> <p>特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても<u>関係</u>法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。</p>	
15	1	<p>第108 連結決算日</p> <p>1 連結財務諸表の作成に関する期間は一年とし、独立行政法人の会計期間に基づき、毎年三月三十一日をもって連結決算日とする。</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。（注8 5）</p> <p>&lt;注8 5&gt; 決算日に差異がある場合の取扱いについて</p> <p>決算日の差異が三か月を超えない場合には、特定関連会社の正規の決算を基礎として、連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる独立行政法人及び連結される特定関連会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。</p>	<p>第1 <del>10-8</del> 連結決算日</p> <p>1 連結財務諸表の作成に関する期間は一年とし、独立行政法人の会計期間に基づき、毎年三月三十一日をもって連結決算日とする。</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。（注8 <del>7-5</del>）</p> <p>&lt;注8 <del>7-5</del> &gt; 決算日に差異がある場合の取扱いについて</p> <p>決算日の差異が三か月を超えない場合には、特定関連会社の正規の決算を基礎として、連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる独立行政法人及び連結される特定関連会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。</p>	
15	1	<p>第109 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注8 6）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p>	<p>第1 <del>11-9</del> 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注8 <del>8-6</del>）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p>	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>&lt;注 8 6 &gt; 会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>&lt;注 8 <del>8-6</del>&gt; 会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、<del>関係</del>関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	
1 5	1	<p>第 1 1 0 連結財務諸表の体系</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 連結貸借対照表</p> <p>(2) 連結損益計算書</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(4) 連結剰余金計算書</p> <p>(5) 連結附属明細書</p>	<p>第 1 1 <del>2-0</del> 連結財務諸表の体系</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 連結貸借対照表</p> <p>(2) 連結損益計算書</p> <p><u>(3) 連結純資産変動計算書</u></p> <p><del>(4)</del> 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p><del>(4)- (削除)</del></p> <p>(5) 連結附属明細書</p>	平成 30 年 9 月 3 日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
1 5	1	<p>第 1 1 1 区分経理が要請される独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>1 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人にあっては、勘定別に連結財務諸表を作成し、勘定別の連結財務諸表を合算して法人単位の連結財務諸表を作成するものとする。</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「第 1 0 2 法人単位財務諸表作成の基準」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社に対する出資を行っている勘定以外の勘定と当該特定関連会社相互間（以下この項において「連結勘定相互間」という。）の債権と債務は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(2) 連結勘定相互間の損益取引に係る、費用と収益は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(3) 連結勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。</p>	<p>第 1 1 <del>3-4</del> 区分経理が要請される独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>1 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人にあっては、勘定別に連結財務諸表を作成し、勘定別の連結財務諸表を合算して法人単位の連結財務諸表を作成するものとする。</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「第 1 0 2 法人単位財務諸表作成の基準」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社に対する出資を行っている勘定以外の勘定と当該特定関連会社相互間（以下この項において「連結勘定相互間」という。）の債権と債務は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(2) 連結勘定相互間の損益取引に係る、費用と収益は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(3) 連結勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。</p>	
1 5	2	<p>第 2 節 連結貸借対照表の作成基準</p> <p>第 1 1 2 連結貸借対照表作成の基本原則</p>	<p>第 2 節 連結貸借対照表の作成基準</p> <p>第 1 1 <del>4-2</del> 連結貸借対照表作成の基本原則</p>	連結法人の定義を明確にするための所要の修正を行った。

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。	連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに <u>連結法人（独立行政法人、連結される特定関連会社それぞれをいう。以下同じ。）</u> 連結される <u>特定関連会社（以下「連結法人」という。）</u> に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独立行政法人及び連結法人相互間の <u>出資等と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って項目を消去して</u> 作成する。	
15	2	<p>第113 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。（注87）</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の純資産とする。</p> <p>&lt;注87&gt; 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて</p> <p>特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日の前後いずれか近い決算日において特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理することができる。</p>	<p>第11 <del>5-3</del> 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。（注8 <del>9-7</del>）</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の純資産とする。</p> <p>&lt;注8 <del>9-7</del>&gt; 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて</p> <p>特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日の前後いずれか近い決算日において特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理することができる。</p>	
15	2	<p>第114 出資と資本の相殺消去</p> <p>1 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に当たり、差額が生ずる場合には、当該差額は発生した事業年度の損益として処理しなければならない。</p> <p>3 特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならない。</p>	<p>第11 <del>6-4</del> 出資と資本の相殺消去</p> <p>1 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に当たり、差額が生ずる場合には、当該差額は発生した事業年度の損益として処理しなければならない。</p> <p>3 特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならない。</p>	
15	2	<p>第115 少数株主持分</p> <p>1 特定関連会社の純資産のうち独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p> <p>2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。（注88）</p> <p>&lt;注88&gt; 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について</p> <p>1 例えば、特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施され</p>	<p>第11 <del>7-5</del> <u>非支配少数株主持分</u></p> <p>1 特定関連会社の純資産のうち独立行政法人に帰属しない部分は、<u>非支配少数株主持分</u>とする。</p> <p>2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る<u>非支配少数株主持分</u>に割り当てられる額が、当該<u>非支配少数株主</u>の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。（注 <del>90-8-8</del>）</p> <p>&lt;注 <del>90-8-8</del>&gt; 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る<u>非支配少数株主持分</u>に割り当てられるべき額を超える場合の処理について</p> <p>1 例えば、特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施され</p>	<p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会）を踏まえて修正した。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>る場合等であって、特定関連会社の欠損金について独立行政法人と当該他の民間会社が出資割合に応じて負担することが合理的な場合には、次のように処理することが考えられる。</p> <p>(1) 独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主の負担すべき額を超える額（以下「少数株主持分超過欠損額」という。）のうち、独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で独立行政法人の持分に負担させる。</p> <p>(2) 独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の少数株主持分超過欠損額及び少数株主持分超過欠損額が契約等により独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、少数株主持分に割り当てるものとする。</p> <p>2 上記1(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を独立行政法人の持分に加算するものとする。</p>	<p>る場合等であって、特定関連会社の欠損金について独立行政法人と当該他の民間会社が出資割合に応じて負担することが合理的な場合には、次のように処理することが考えられる。</p> <p>(1) 独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る<del>少数株主</del><b>非支配少数株主</b>の負担すべき額を超える額（以下「<del>少数株主持分超過欠損額</del><b>非支配少数株主持分超過欠損額</b>」という。）のうち、独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で独立行政法人の持分に負担させる。</p> <p>(2) 独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の<del>少数株主持分超過欠損額及び少数株主持分超過欠損額</del><b>非支配少数株主持分超過欠損額及び非支配少数株主持分超過欠損額</b>が契約等により独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、<del>少数株主持分に割り当てるものとする。</del><b>非支配少数株主持分に割り当てるものとする。</b></p> <p>2 上記1(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を独立行政法人の持分に加算するものとする。</p>	
15	2	<p>第116 債権と債務の相殺消去</p> <p>1 連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 連結法人相互間での債務保証に関し計上されている保証債務損失引当金は、その全額を消去しなければならない。また、民間企業等に対して信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人においては、特定関連会社に対する債務保証に関し計上されている保証債務と保証債務見返とは相殺消去しなければならない。</p>	<p>第11<del>8-6</del> 債権と債務の相殺消去</p> <p>1 連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 連結法人相互間での債務保証に関し計上されている保証債務損失引当金は、その全額を消去しなければならない。また、民間企業等に対して信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人においては、特定関連会社に対する債務保証に関し計上されている保証債務と保証債務見返とは相殺消去しなければならない。</p>	
15	2	<p>第117 法人税等の期間配分に係る会計処理</p> <p>1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。</p> <p>2 一時差異等に係る税金の額は、「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。</p>	<p>第11<del>9-7</del> 法人税等の期間配分に係る会計処理</p> <p>1 <del>連結法人</del><b>集団</b>の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。</p> <p>2 一時差異等に係る税金の額は、「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。</p>	
15	2	<p>第118 関連会社等に対する持分法の適用</p> <p>1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注89)</p> <p>2 関連会社とは、独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社をいう。</p> <p>3 次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該</p>	<p>第1<del>20-8</del> 関連会社等に対する持分法の適用</p> <p>1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注<del>91-8-9</del>)</p> <p>2 関連会社とは、<u>次の会社をいう。</u></p> <p><u>(1) 意思決定機関を独立行政法人に支配されている会社であって、当該独立行政法人と業務一体性を有しない会社</u></p> <p><u>(2) 独立行政法人及び当該独立行政法人に意思決定機関を支配されている特定関連会社が、それぞれ単独で又は共同で、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該<b>特定関連会社以外の会社をいう。</b></u></p> <p>3 次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該</p>	<p>「第109 連結の範囲」における特定関連会社の定義の見直しに伴い修正した。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>当するものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者（独立行政法人の設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等の役員若しくは職員であった者を含む。）であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p> <p>イ 独立行政法人が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合</p> <p>ウ 独立行政法人が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 独立行政法人との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p> <p>4 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。</p> <p>なお、特定関連会社株式の売却等により当該会社が特定関連会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記に準じて処理する。</p> <p>&lt;注89&gt; 持分法適用の範囲からの除外について 持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p>	<p>当するものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者（独立行政法人の設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等の役員若しくは職員であった者を含む。）であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p> <p>イ 独立行政法人が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合</p> <p>ウ 独立行政法人が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 独立行政法人との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p> <p>4 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。</p> <p>なお、特定関連会社株式の売却等により当該会社が特定関連会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記に準じて処理する。</p> <p>&lt;注91-8-9&gt; 持分法適用の範囲からの除外について 持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p>	
15	2	<p>第119 表示区分</p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。</p> <p>資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。</p> <p>負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、少数株主持分に区分して記載するものとする。</p> <p>2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注90)</p> <p>&lt;注90&gt; 繰延資産について</p> <p>1 「第8 資産の定義」により、独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならないことにされており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる。</p>	<p>第1 <del>21-9</del> 表示区分</p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。</p> <p>資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。</p> <p>負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、<del>非支配少数株主持分</del>に区分して記載するものとする。</p> <p>2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注9 <del>2-0</del>)</p> <p>&lt;注9 <del>2-0</del>&gt; 繰延資産について</p> <p>1 「第8 資産の定義」により、独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならないことにされており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる。</p>	<p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会）を踏まえて修正した。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		2 特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金が繰延資産として計上されているときは、当該社債発行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。	2 特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金が繰延資産として計上されているときは、当該社債発行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。	
15	3	第3節 連結損益計算書の作成基準  第120 連結損益計算書作成の基本原則 連結損益計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。	第3節 連結損益計算書の作成基準  第12 <del>20</del> 連結損益計算書作成の基本原則 連結損益計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。	
15	3	第121 連結法人相互間の取引高の相殺消去 連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。	第12 <del>31</del> 連結法人相互間の取引高の相殺消去 連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。	
15	3	第122 未実現損益の消去 1 連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。 2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。 3 売手側の特定関連会社に少数株主が存在する場合には、未実現損益は独立行政法人と少数株主の持分比率に応じて、独立行政法人の持分と少数株主持分に配分するものとする。	第12 <del>42</del> 未実現損益の消去 1 連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。 2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。 3 売手側の特定関連会社に <u>非支配少数株主</u> が存在する場合には、未実現損益は独立行政法人と <u>非支配少数株主</u> の持分比率に応じて、独立行政法人の持分と <u>非支配少数株主</u> 持分に配分するものとする。	企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会)を踏まえて修正した。
15	3	第123 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 業務活動から生じた費用及び収益、臨時利益及び臨時損失は、一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載しなければならない。	第12 <del>53</del> 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、 <u>連結法人集団</u> の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、 <u>非支配少数株主</u> 損益調整前当期純利益を表示する。これに、 <u>非支配少数株主持分</u> 損益を加減して当期純 <u>利</u> 損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 業務活動から生じた費用及び収益、臨時利益及び臨時損失は、一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載しなければならない。	企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会)を踏まえて修正した。
15	4	<u>(新設)</u>	<u>第4節 連結純資産変動計算書の作成基準</u>  <u>第126 連結純資産変動計算書作成の基本原則</u> <u>連結純資産変動計算書は、法人集団の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する法人集団のすべての純資産の変動を記載しなければならない。</u>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
15	4	<u>(新設)</u>	<u>第127 表示区分、分類及び表示項目</u> <u>1 連結純資産変動計算書には、連結貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係</u>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
			<u>る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。</u> <u>2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、連結剰余金の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。</u>	行うこととした。
15	4	第4節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準  第124 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則 連結キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別キャッシュ・フロー計算書を基礎として、連結法人相互間のキャッシュ・フローの相殺消去の処理を行って作成する。	第 <u>5</u> -4節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準  第12 <u>8</u> -4 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則 連結キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別キャッシュ・フロー計算書を基礎として、連結法人相互間のキャッシュ・フローの相殺消去の処理を行って作成する。	
15	4	第125 表示区分及び表示方法 1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第24 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第9章 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。 2 なお、連結範囲の変動を伴う特定関連会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載する。この場合、新たに特定関連会社となった会社の資金の額は、株式の取得による支出額から控除し、特定関連会社でなくなった会社の資金の額は株式の売却による収入額から控除して記載するものとする。	第12 <u>9</u> -5 表示区分及び表示方法 1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第24 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第9章 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。 2 なお、連結範囲の変動を伴う特定関連会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載する。この場合、新たに特定関連会社となった会社の資金の額は、株式の取得による支出額から控除し、特定関連会社でなくなった会社の資金の額は株式の売却による収入額から控除して記載するものとする。	
<del>14</del>	<del>5</del>	第5節 連結剰余金計算書の作成基準  第126 連結剰余金計算書作成の基本原則 1 連結貸借対照表に示される連結剰余金については、その増減を示す連結剰余金計算書を作成する。 2 連結剰余金の増減は、独立行政法人及び特定関連会社の損益計算書及び利益処分に係る金額を基礎とし、連結法人相互間の配当に係る取引を消去して計算する。 3 独立行政法人及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。	<u>(削除)</u>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
<del>14</del>	<del>5</del>	第127 表示方法 1 連結剰余金計算書は、連結剰余金期首残高、連結剰余金増加高、連結剰余金減少高及び当期総利益を示して、連結剰余金期末残高を表示しなければならない。 2 連結剰余金減少高は、国庫納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。	<u>(削除)</u>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
<del>14</del>	<del>6</del>	第6節 関連公益法人等の取扱い  第128 関連公益法人等の情報開示 関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注91)	<u>(削除)</u>	これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず一律に開示

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>&lt;注9 1&gt; 関連公益法人等について</p> <p>独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。</p>		<p>することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、新設した第14章にまとめて整理した。</p>
<del>14</del>	<del>6</del>	<p>第129 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注9 2)</p> <p>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</p> <p>(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(3) 基本財産の五分以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人</p> <p>(4) 会費、寄附等の負担額の五分以上を独立行政法人が負担している公益法人等</p> <p>3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。</p> <p>4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするができる。</p> <p>&lt;注9 2&gt; 公益法人等の範囲について</p> <p>公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。</p>	(削除)	<p>これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず一律に開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、新設した第14章にまとめて整理した。</p>
15	6	<p>第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p>第130 連結財務諸表の附属明細書</p> <p>独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要</p>	<p>第<del>6</del>7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p>第130 連結財務諸表の附属明細書</p> <p>独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。ただし、個別財務諸表の附属明細書において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載</p>	<p>これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず開示するこ</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等を含む。以下同じ。)の役職員経験者については、独立行政法人での最終職名を含む。)</p> <p>イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と独立行政法人の取引の関連図</p> <p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高(一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等)とその他の収益の金額を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況</p> <p>ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株数、取得価額及び貸借対照表計上額(前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。)</p> <p>イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細</p> <p>イ 独立行政法人が行っている関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合(内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準(予算決算及び会計令(昭和22年勅第165号)第99条に定める基準)を超えないものは含めない。)</p>	<p><u>を省略することができる。</u></p> <p><u>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</u></p> <p><u>(2) たな卸資産の明細</u></p> <p><u>(3) 有価証券の明細</u></p> <p><u>(4) 長期貸付金の明細</u></p> <p><u>(5) 長期借入金及び(何)債券の明細</u></p> <p><u>(6) 引当金の明細</u></p> <p><u>(7) 資産除去債務の明細</u></p> <p><u>(8) 保証債務の明細</u></p> <p><u>(9) 資本剰余金の明細</u></p> <p><u>(10) 国等からの財源措置の明細</u></p> <p><u>(11) 役員及び職員の給与の明細</u></p> <p><u>(12) 開示すべきセグメント情報</u></p> <p><u>(13) 科学研究費補助金の明細</u></p> <p><u>(14) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p> <p><u>(1)~(4) (削除)</u></p>	<p>とが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとした。</p> <p>また、上記改訂に伴い、連結附属明細書に記載すべき事項を明確にした。</p> <p>なお、「第79 附属明細書」における「法令に基づく引当金等の明細」及び「運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細」については、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に基づき、独立行政法人の個別財務諸表においてのみ発生する科目に係る事項であることから、連結附属明細書における作成は省略することとした。</p>
15	6	<p>第131 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、当該連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。(注93)</p>	<p>第131 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 <u>連結法人</u>における開示すべきセグメント情報は、<u>当該</u>連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 開示すべき情報は、<u>連結法人</u>の事業収益、事業損益、<u>総損益</u>及び当該セグメントに属する<u>総</u>資産総額とする。(注93)</p>	<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直し等を踏まえた所要の修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>&lt;注93&gt; 連結セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメントの区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。</p>	<p>&lt;注93&gt; 連結セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<del>その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメント</del>に係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な<del>事業</del>費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメント<del>情報の区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント</del><u>情報</u>など、各法人において<del>適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。個々に定めていくこととする。</del><u>適切と考えられるセグメント情報を追加で開示すること</u>を妨げない。</p>	
15	6	<p>第132 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 連結の範囲等 連結の範囲に含めた特定関連会社、関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項及びこれらに重要な変更があったときは、その旨及び変更の理由</p> <p>(2) 決算日の差異 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該特定関連会社について特に行った決算手続の概要</p> <p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア 重要な資産の評価基準及び減価償却の方法並びにこれらについて変更があったときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 イ 関係会社の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要 ウ 特定関連会社の資産及び負債の評価方法</p> <p>(4) その他の重要な事項 関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項</p>	<p>第132 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 連結の範囲等 連結の範囲に含めた特定関連会社、関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項及びこれらに重要な変更があったときは、その旨及び変更の理由</p> <p>(2) 決算日の差異 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該特定関連会社について特に行った決算手続の概要</p> <p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア 重要な資産の評価基準及び減価償却の方法並びにこれらについて変更があったときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 イ 関係会社の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要 ウ 特定関連会社の資産及び負債の評価方法</p> <p>(4) その他の重要な事項 <del>関係</del>法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項</p>	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。
<b>「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」</b>				
		<p>第2 対象資産 (略) &lt;注1&gt; (略) &lt;注2&gt; 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p>	<p>第2 対象資産 (略) &lt;注1&gt; (略) &lt;注2&gt; 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p>	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。

章	節	現行	改訂後	改訂理由等
		(1)～(3) (略) (4) 長期貸付金 (役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。) (5) (略) (6) 関係法人長期貸付金 (7)～(10) (略)	(1)～(3) (略) (4) 長期貸付金 (役員、職員又は関係 <del>会社</del> 法人に対する長期貸付金を除く。) (5) (略) (6) 関係 <del>会社</del> 法人長期貸付金 (7)～(10) (略)	

以 上